



埼玉県報

第 2 6 8 0 号
平成 2 7 年 3 月 2 0 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区の役員就任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の実施\(畜産安全課\)](#)
- [埼玉県農業大学校移転業務委託に関する落札者等の公示\(農業大学校\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [急傾斜地崩壊危険区域の指定\(河川砂防課\)](#)
- [県営都市公園\(権現堂公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [中川流域下水道終末処理場第2沈砂池ポンプ棟築造土木工事に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年三月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人日本応援団
- 三 代表者の氏名
増谷 雅彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市中新井四丁目十四番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国内産業の活性化に対し、製造業を含む地域活性化に関する事業を行い、国内産業振興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人在日シリア避難民サポート協会

（変更後）特定非営利活動法人在日避難民サポート協会

三 代表者の氏名

下 鳥 裕 幸

四 主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県志木市館二丁目五番二号鹿島ビル四階

（変更後）埼玉県朝霞市浜崎一丁目七番二十九 三百五号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、在日シリア避難民に対し、サポート、支援を行い、在日シリア人の生活に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、すべての日本に住んでいる外国からの避難民に対し、サポート支援を行い、避難民の生活に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニデイ草加新栄町店

埼玉県草加市大字新栄町字川戸沼添五百十九、四百九十九、五百十八、五百二、五百三、五百四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ユニリビング 代表取締役 橋本学

千葉県浦安市入船一丁目五番二号

（変更後）株式会社ユニリビング 代表取締役 橋本学

千葉県松戸市牧の原二番地の三十八

八 変更年月日

平成二十六年十二月十五日

二 届出年月日

平成二十七年二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW加須店

埼玉県加須市浜町十六 一、九七、八、九、十の各一部と九 一、九二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田俊一

東京都港区浜松町二丁目四番一号

（変更後）東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

平成二十五年二月六日外

ニ 届出年月日

平成二十七年二月二十日

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ大袋店

埼玉県越谷市袋山千四百七十

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

細沼淳平

埼玉県越谷市大字袋山二百十八 一

細沼敏子

埼玉県越谷市大字袋山二百十八 一

細沼慎一郎

埼玉県越谷市大字袋山二百十八 一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マルヤ 代表取締役 竹下徹郎

埼玉県春日部市小淵二百四十三番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十一月七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百九十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一九立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年三月六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ北川辺店

埼玉県加須市柳生千九百五十九 一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社マルヤ 代表取締役 竹下徹郎

埼玉県春日部市小淵二百四十三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マルヤ 代表取締役 竹下徹郎

埼玉県春日部市小淵二百四十三番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十一月七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百六十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年三月六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ高野台店

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西二丁目六番一号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社深井工務店 代表取締役 深井政男

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西一丁目十四番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マルヤ 代表取締役 竹下徹郎

埼玉県春日部市小渕二百四十三番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十一月七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百七十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年三月六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十日から平成二十七年七月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	奥ノ木 信 夫	埼玉県川口市西川口二丁目六番十三号
監事	石 關 精 三 同	さいたま市緑区大字三室六十一番地

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施の目的

イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び牛白血病、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、蜜蜂の腐蛆^そ病並びに豚のオーエスキー病の発生の予防

ロ 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察

ハ 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。（4）及び五のイにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 牛白血病

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(4) 馬伝染性貧血

県内で飼育している馬のうち、省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(5) 馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(6) 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(7) オーエスキー病

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ 一の口に係る検査

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ 一のハに係る検査

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血
省令別表第一に定める方法

ロ 牛白血病

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ハ 馬パラチフス

- (1) 凝集反応検査
- (2) その他の検査

ニ 腐蛆^そ病

- (1) 臨床検査
- (2) その他の検査

ホ オーエスキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

へ アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査

(2) 血清抗体検査

(3) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告示

埼玉県告示第百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県農業大学校移転業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県農業大学校管理部業務担当 埼玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷64番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年 1月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本通運株式会社 東京都港区東新橋 1丁目9番3号
- 5 落札金額
24,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年11月21日

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町河原沢日向沢一五六二、一五六四から一五六八まで、一五六九の一、一五六九の二、一五七〇、一五七六、字木明一六五七、一六五九、字白沢二五六一、二五六二、二五六三の一、二五六三の二、字仁平沢二六八五、二六八八、二六九二の一、二六九二の二、二六九六、二六九七の一、二六九七の二、二七〇一、二七〇二、二七〇四、二七〇五、二七〇八の一、二七〇八の二、二七一二、二七二〇から二七三二まで、二七三三の二、二七三四から二七三六まで、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三の一、二七四三の二、二七四六、二七四八の一、二七四九、二七五四、二七五六から二七六一まで、二七六三の一、二七六三の二、二七六四から二七七〇まで、二七七二の一、二七七二の二、二七七六、二七七九、二七八〇の一、二七八一、二七八三、二七八四の一、二七八五、二七八六の一、二七八七から二七九一まで、二七九四、二七九六、二七九七、二七九九、二八〇〇、二八〇二、二八〇三、二八〇六、二八〇九の一から二八〇九の三まで、二八〇九の五、二八一〇の一、二八一〇の二、二八一四から二八一六まで、二八一九、二八二〇、二八二二、二八二三、二八二四の一、二八二五、二八二六の一、二八二七の一、二八二七の二、二八二八から二八三二まで、字崩落二八四二の一から二八四二の三まで、二八四三の一、二八四三の二、二八四四の二、二八四五の一、二八四六の一、二八四六の三、二八四七の一、二八四八、二八四九の一、二八四九の二、二八四九の四、二八五〇の一から二八五〇の三まで、二八五一の一、二八五一の三、二八五一の四、二八五一の六、二八五二の一、二八五二の二、二八五三の一、二八五三の二、二八五四の一、二八五四の二、二八五五の一、二八五五の三、二八五六、二八五七、二八五八の二、二八五九の一、二八五九の二、二八六八の一、二八六九の一、二八七〇の一、二八七〇の二、二八七一の一から二八七一の三まで、二八七二の一から二八七二の三まで、二八七三の一、二八七三の二、二八七五の一、二八七五の三、二八七六、二八七八、二八七九、二八八〇の一、二八八〇の三、二八八一の一、二八八一の二、二八八二の一、二八八二の二、二八八三の一、二八八三の二、二八八四の一、

三二三四の一、三二三四の二、三二三五から三二三七まで、三二五三から三二五八まで、三二九一、字橋詰前山三三二〇、三三二一一、三三三二の一、三三三三から三三三二八まで、三三三二九の二、三三三三〇から三三三三三まで、三三三七、三三三八、字皆和田三三八八から三三九〇まで、三三九四から三三九六まで、三四〇〇の一、三四〇一、三四〇三、三四〇四の二、三四一一、三四一三、三四一四の一、三四一四の二、三四一六の一、三四一八の一、三四一八の二、三四二一の一、三四二二、三四二三、三四二五の一、三四二七から三四三一まで、三四三二の一、三四三三から三四四四まで、三四四五の一、三四四六から三四四八まで、三四五三から三四五五まで、三四五九、三四六四、三四七〇、三四七一、三四七三、三四七四、三四七六、三四七七、三四七九、三四八一の一、三四八二から三四八四まで、三四八五の一、三四八六から三四九〇まで、三四九七、三四九八、三四九九の一、三五〇〇の一、三五〇九、三五一一の一、三五二八から三五三〇まで、三五三一の一、三五三二の一、三五三四の一、三五三四の二、三五四三の一、三五四三の三、三五四九の一、三五四九の三、三五五二、字仁田ノ平三五五六から三五五八まで、三五六四の一、三五六四の二、三五六六の一、三五六九、三五七〇の一、三五七五、三五七六の一、三五七七の一、三五八〇、三五八三から三五八五まで、三五八七、三五八八、三五九一の一、三五九一の二、三五九二から三五九五まで、三五九八から三六〇〇まで、三六〇三、三六〇四、三六〇六の一、三六〇七、三六一二、三六一四、三六一五の一、三六一六の二、三六一七、三六一八、三六二三、三六二四、三六二六の一から三六二六の三まで、三六二七の一から三六二七の三まで、三六二九の一から三六二九の三まで、三六三〇の一から三六三〇の三まで、三六三一の一、三六三一の三、三六三一の四、三六三一、三六三三の一から三六三三の三まで、三六三四、三六三七の一、三六三八、三六四二から三六四四まで、三六四八、三六四九、三六五二、三六五三、三六六一、三六七一、三六七五の二、三六七六、三六七七、三六八一、三六八三、字寺尾三七一六から三七二〇まで、三七二三から三七二七まで、三七四五から三七四八まで、三七五〇、三七五一、三七五三、三七五五の一、三七五六、三七六六から三七六八まで、三七七〇、三七七二から三七七四まで、三七七八、三七七九、三七八三の一から三七八三の四まで、三七八五の一、三七八六から三七八八まで、三七八九の一、三七九一から三七九三まで、三七九六、三七九七、三七九九、三八〇一、三八〇二、三八〇三の二、三八〇五の一、三八〇七、三八一一の一、三八一四、三八一六の一、三八一九から三八二一まで、三八二四、三八二五、三八二七の二、三八二七の三、三八二九、三八三一の一から三八三一の三まで、三八三一、三八三三、三八三五の一、三八三五の三、三八三五の四、三八三七、三八三九、三八

三五四二の一・三五五〇・字仁田ノ平三五五五・三五六一・三五六三の一・三六六五の一・三六六五の二・三六六五の四・三六六五の五・三六六八・三六六九（以上六十三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字志加坂三〇二三・三〇三九・三〇四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に関わる伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」、及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告示

埼玉県告示第二百六十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県本庄県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 桜城地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	神川町	下阿久原	御嶽	二四九番三
二	同	同	同	二四九番三
三	同	同	同	二四九番三
四	同	同	同	一九二五番一
五	同	同	同	一九二五番一
六	同	同	同	一九二五番一
七	同	同	同	一九二五番一
八	同	同	桜城	二一八番五〇
九	同	同	同	二一八番四五
十	同	同	御嶽	二四九番三

告示

埼玉県告示第二百七十号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

権現堂公園

二 位置

幸手市大字権現堂地内

三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十七年三月二十三日

権現堂公園



—凡例—

- 供用済の区域
- 今回供用開始する区域

供用開始する区域の面積：1.5ha

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十七年三月十一日

指令川建セ第二五〇一五二一号

二 検査済証番号

平成二十七年三月十二日

川建セ第二六〇一四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字長谷字十五ノ谷千六百四十三番四十、千六百四十三番

四十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字長谷千六百四十三番地百五十五

小澤 正和

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十七年三月十三日

指令川建セ第二六〇〇四五一号

二 検査済証番号

平成二十七年三月十六日

川建セ第二六〇一五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字上ノ前二千十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市泉町二丁目二番地二十 フォンテーヌ一〇五号室

竹森 信太郎

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十六年十月二十四日

指令川建セ第二六 六九 号

二 検査済証番号

平成二十七年三月十八日

川建セ第二六 一六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町みなみ野三丁目十九番二十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾四千四百十二番地

村田和正

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十七年三月二十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野良明

指定番号	第秩 三 号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二 条 第一項第 五号
指定の年月日	平成二十 七年三月 六日
指定に係る 道路の位置	埼玉県秩父 郡横瀬町大 字横瀬字拾 参番六千六 十七番六、 六千六十七 番八、六千 六十七番九 、六千六十九 番 二
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	六十・三七 メートル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四・二 メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十七年二月二十七日

指令越建セ第二六〇〇五二一号（指令幸建第二六〇〇二八一号）

二 検査済証番号

平成二十七年三月十六日

越建セ第五一八一一号（幸建発第一七二号）

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県幸手市大字戸島字会野谷四百四十五番十三、四百四十五番十四、四百四十六番一、四百四十六番七

埼玉県幸手市大字戸島字中原裏四百五十三番一、四百五十四番一、四百五十五番、四百五十六番一

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野字前田三百四十九番三、三百四十九番九、三百五十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 井阪隆一

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

- 1 入札の対象となった工事の名称
中川流域下水道終末処理場第2沈砂池ポンプ棟築造土木工事
- 2 公告日
平成26年11月28日
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
戸田建設株式会社 東京都中央区京橋1丁目7番1号
- 5 落札金額(税込み)
5,238,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県中川下水道事務所工務・修繕担当 埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成二十七年三月二十日

埼玉県議会議長 長 峰 宏 芳

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この規程による改正後の埼玉県議会委員会規程第十六条の規定は適用せず、この規程による改正前の埼玉県議会委員会規程第十六条の規定は、なおその効力を有する。

告 示

埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年三月二十日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十七年三月二十六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について
- ロ 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について
- ハ 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ニ 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ホ 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ヘ 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ト 平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則について
- チ 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令について
- リ その他